2　東宝株式会社に対する審決に係る件（決定）

昭和二十九年(マ)第七四号

決　定

東京都千代田区有楽町一丁目六番地
申立人　東宝株式会社
右代表者代表取締役　小林一三
右訴訟代理人弁護士　加嶋五郎
大橋光雄
林大作

東京都中央区日本橋室町二丁目一番地
相手方　公正取引委員会
右代表者委員会長　横田正俊

当裁判所昭和二六年(オ)第六六五号審決取消請求事件につき、当裁判所が昭和二九年五月二十五日になした判決に対し、申立人から異議の申立があつたが、当裁判所は、裁判官全員一致で、右申立を理由なきものと認め、次のとおり決定する。

主　文

本件異議を却下する。

申立費用は申立人の負担とする。

昭和二九年七月二〇日

最高裁判所第三小法廷

裁判長　裁判官　井上登

裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　本村善太郎

付録

上告判決に対する異議の申立

東京都千代田区有楽町一丁目六番地

異議申立人　東宝株式会社

右代表者代表取締役　小林一三

東京都世田谷区経堂町五五番地弁護士

右代理人　加嶋五郎

東京都千代田区有楽町一丁目一番地三信ビル内弁護士

同　大橋光雄

同　林大作

異議の申立を為す上告判決の表示

一、上告人東宝株式会社、被上告人公正取引委員会間の御庁昭和二十六年(オ)第六六五号審決取消請求上告事件に付き御庁第三小法廷が昭和二十九年五月二十五日言渡された判決

異議の理由

一、上告理由第一点及び第二点に対する判決理由は民訴法第四〇九条の四に所謂「法令に違背する」場合に該当する

(イ) 独占禁止法第八十条によれば競争の実質的制限の存否については公正取引委員会の認定した事実はこれを立証する実質的な証拠のあることを要し実質的証拠たる価値ありや否やは法律上の判断であつて事実認定の問題ではない

(ロ) 原判決は上告理由第一点に対し「原判決は上告人の支配することとなる座席数のみから競争の実質的制限を認めたものではなく原判示第一、三(四)の(イ)ないし(ニ)の認定事実と上告人のスバル、オリオン両座支配による座席数とを合わせ考え上告人が右両座を支配するに至ればその支配は数の上で過半数を占めるばかりでなくその質においてはるかに重きを加え上告人単独の意思で上映映画をはじめ各般の興業条件を左右することができ、従つて原判決の取引分野における競争が実質的に制限されるものと説示しているものであつてその判断は正当である」と判示し次で

上告理由第二点に対しても「原判決はそれぞれ証拠を挙げて上告人支配映画座席数並に原判示第一、三(四)の(イ)ないし(ニ)の諸般の情況に関する事実を認定した上これらを綜合して上告人がスバル、オリオン両座を支配するに至るときは原判示の一定の取引分野において映画興業につき強度の支配力を持つ可能性を有するに至るから右分野における競争が実質的に制限されるものと判断したのであつてその判断は正当であり所論のように実質的証拠なくして上告人の主張を排斥した違法はない」と判示している

以上の判示理由から上告裁判所は茲に所謂競争の実質的制限とは銀座地区を一定の取引分野と認める場合上告人単独の意

思で上映映画をはじめ各般の興業条件を左右し得る支配力を有しうることを意味するものとの見解を有すると共に原審判示第一、三(四)の(イ)乃至(ニ)と上告人がスバル、オリオン両座を支配することにより銀座地区内における上告人の支配座席数を七、七パーセント増加し合計その五七、九パーセントを有するに至る事実を綜合しこの綜合認定事実のみに基き直ちに上告人が銀座地区における映画興業の実質的制限を為すものと認めうる根拠たる実質的証拠があるものと認定しているものである(ハ)然れども原判示第一、三(四)(イ)乃至(ニ)及びスバル、オリオン両座支配による上告人支配座席数の増加を綜合して考えても銀座地区内の映画興業界における上告人の地位を上告人単独の意思により上映映画をはじめ各般の興業条件を左右することを可能ならしめる程度に飛躍的に強化するに至るものとは到底考えられない上告判決の援用する前示原審認定事実に基いても銀座地区を一定の取引分野とする映画興業界において上告人告人単独の意思で上映映画その他各般の興業条件を左右することは経済常識上到底不可能な所以を上告人は原審においても上告理由において充分詳論した所であるに拘らず(上告理由第一点及第二点御参照を乞う)上告判決も亦原審と同じくこの上告人の主張は毫も反駁することなく唯漫然と前記原審認定事のみを以て取引の実質的制限を可能ならしめうる実質的証拠ありと認定している之は正に論理の飛躍であり不当な独断と云う外ない上告裁判所が前示原審認定事実を以て取引の実質的制限を為しうる実質的証拠と認めうるがためには之の裏付となる先例又は鑑定を援用しなければならない然るにかゝる権威付となる証拠の援用無きことは本件記録上明白な所である前文上告判決は原審判決と共に独占禁止法第八十条に所謂実質的証拠に関する解釈を誤れる違法あるを免れない。

右の通り異議の申立をします。

昭和二十九年六月五日

右上告代理人　弁護士　加嶋五郎

最高裁判所長官

法学博士　田中耕太郎殿

大橋光雄

林大作